

いじめ防止のための基本方針

旭市立豊畑小学校

1 いじめの基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) いじめを「どの子どもにも、どの学級においても起こりうる」ものであることを十分認識する。
- (2) いじめは絶対に許さない。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許さない。
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (4) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 学校、家庭、地域のすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣にいじめ防止に取り組む。

2 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 小さな親切運動を核とした、思いやりのある行動の奨励と児童会活動の推進。
- (2) 道徳や体験活動をとおして、多くの方々に見守られて今日の自分があることを実感させる。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、養護教諭からの情報や相談箱の活用を図る。
また、相談電話やスクールカウンセラーの活用について周知する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (6) 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校、家庭、地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(日常の訴え、教育相談週間、いじめアンケート、相談箱)
- (2) 子どもの行動を注視する。(授業、清掃、部活動など子どもに付く)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話・家庭訪問、保護者会、PTAの会合等)
- (4) 地域と日常的に連携する。
(ミニ集会、学校公開、地域行事への参加、学校行事への招待、関係機関との情報共有)

4 早期解消に向けて

いじめには、正しい事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為については、直ちに家庭に連絡し、必要に応じて関係機関等に相談する。
- (6) いじめが解消した後も、保護者との連絡を継続する。

5 いじめを防止するための校内組織

(1) いじめ防止委員会

生徒指導主任・副主任，教育相談主任，人間関係作り主任，校長，教頭，教務（正・副）
（生徒指導委員会と同じメンバー）

(2) いじめ相談窓口

教育相談主任

(3) 学校生活相談窓口

佐藤教頭 Mail : ass51047@edu.city.asahi.chiba.jp Tel : 0479-62-2581

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生またはその疑いがあるときは、いじめ対策会議を設置する。構成員は、いじめ防止委員会委員に当該担任，学年主任ほか適切な専門家を加えるものとする。

(2) 重大事態の調査

①いじめられた児童や情報提供してくれた児童を守ることを最優先した聞き取り等による事実確認をする。

②いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は，当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取する。

(3) 調査結果の提供及び報告

①いじめられた児童及びその保護者に対して，事実関係など必要な情報を適切に提供する。

②アンケート調査をする場合は，調査に先立ち，調査対象の児童や保護者に，いじめられた児童及び保護者に情報提供することがある旨を説明する。

③調査結果は旭市教育委員会をとおして，市長に報告する。